

群馬県市町村公平委員会の負担金について

群馬県市町村公平委員会共同設置規約（以下「規約」という。）第6条に規定する関係団体の負担金については、下記のとおりとする。

記

1 共同設置負担金（規約第6条第2項、第3項）

規約第6条第2項「関係団体が各年度に納付する負担金は、第4項に規定する特別負担金の額を除き、当分の間、当該団体の前年度4月1日現在の対象職員数に300円を乗じた額とする」の規定による負担金に関する取扱いについては、次のとおりとする。

（1）年度途中の加入（4月2日以降）の取扱い

- ① 月の途中で加入した場合は、加入月の1日に加入したものとみなす。
- ② 年度途中に加入した場合の負担金は、当該団体の前年度4月1日現在の対象職員数を基礎として算出した額を月割りした額とする。この場合において、百円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- ③ 共同設置負担金の納付期限は、加入月の翌月末日とする。

（2）共同設置負担金で賄われる経費は、「2. 特別負担金」の対象経費以外の経費とする。

2 特別負担金（規約第6条第4項）

規約第6条第4項「公平委員会が関係団体のうち特定の団体に関する事務を処理した場合に要する経費」の規定による負担金に関する取扱いについては、次のとおりとする。

（1）公平委員会の臨時会において審議した団体（以下「審議団体」という。）は、臨時会における委員の報酬、費用弁償（旅費）、室料、証人の旅費等臨時会に係る一切の経費を特別負担金として負担する。この場合において、審議団体が2団体以上ある場合には、審議団体数で按分した額（証人の旅費等審議団体に専属する費用は除く。）を特別負担金として負担する。

（2）関係団体の議会（委員会を含む。以下同じ。）に委員が出席した場合、委員の報酬及び費用弁償（旅費）を当該団体が特別負担金として負担する。

（3）上記（1）及び（2）に規定する委員の報酬金額は、1人1日につき12,000円とする。

（4）特別負担金の納付期限は、代表団体と対象団体がその都度協議する。

3 負担金の「対象職員数」について

負担金算出の基礎となる「対象職員数」については、前年度に実施された総務省の「地方公共団体定員管理調査」（以下「定員管理調査」という。）における「部門別職員数」のうち「普通会計計」に計上した数値（確定値）を使用する。「対象職員数」の考え方についても、同調査と同様（※）とする。

なお、令和3年度以降の負担金における「対象職員」については、上記定員管理調査の対象外となる職員に係る事案がどの程度発生するか不透明なことや、会計年度任用職員制度の影響により定員管理調査の対象職員の考え方自体が変更される可能性もあることを踏まえ、再度検討を行う予定である。

また、検討にあたっては構成団体の意見を十分に踏まえるとともに、検討の結果、会計年度任用職員を対象職員として含める等、対象職員を拡大することとなった場合には、団体の負担が急激に増加しないよう単価を調整するなど、必要な配慮を行うものとする。